

「はい、こちら企業の労働110番です」。

お電話は全国に支店を持つ商社の執行役員の方でした。内容は、メンタル不調になつた社員がいるので対応について相談

の対応に、大変お疲れの様子でした。

社員がメンタル不調で休職することになった場合、その社員への対応だけではなく、仕事の調整、客先への連絡、周りの同僚へのサポートなどやるべきこと

とがたくさんあります。上司や人事の方はどうしてわかれることになります。そのよ

うな事態にならないために、やはり重要なのは「予防」をすることです。



るための取り組み)、3次予防(メンタル不調を発症してしまつた社員の休職後の職場復帰・再発予防段階での取り組み)の3段階です。しかし、2次予防、3次予防は基本的に対症療法ですの

で、まずは1次予防に取り組むことが重要です。下を見守ることで2次予防の早期発見にも繋がります。『聞く』は部下の話を傾聴すること、『話す』はこまめに声掛けをして、相談をしやすい関係を築くことです。

#### ②職場環境の改善

社員が抱えている問題や、取り巻く環境による問題等、ストレス要因の現状を把握・評価して、これらを改善に結びつけることです。

改善活動をグループ討議形式で進めるのも効果的です。

#### ③教育の実施や情報提供

全社員向けに行うセルフケア研修と、管理監督者に対して行うラインケア研修があります。

もし、メンタル不調になつた社員が、会社の環境や長時間労働、仕事が

原因で精神疾患になつたと主張した場合、会社としては安全配慮義務を果たしていたかどうかが問

題になります。その際にはこのようないくつかの問題があります。それは、『聞く』、『話す』、『観察する』とは、注意して部下を見守ることで2次予防の早期発見にも繋がります。『聞く』は部下の話を傾聴すること、『話す』はこまめに声掛けをして、相談をしやすい関係を築くことです。

当協会では、メンタルヘルス管理研修を開催しています。現在、平成30年2月22日と平成30年2月23日開催分を受付中です。詳しくは、当協会総合受付(☎052-961-1166)まで。

また、ご相談は「メンタルヘルス相談室」企業の労働110番(☎052-961-7110)をご利用ください。

イラスト・森沢康代

したいとのことです。面倒見のいいご相談者は、メンタル不調者が出るたびに該当の支店を訪れ、不調者の対応や再発防止に当たつてているのですが、相次いで起こる不調者へ

メンタル不調者発生予防と発生時の企業責任

(一社)名北労働基準協会 相談員

メンタルヘルス管理者研修講師 新美智美  
特定社会保険労務士

# さちが企業の労働110番です



などやるべきこと

1次予防の具体的な方法としては、①コミュニケーションの質の向上、②職場環境の改善、③メンタルヘルスに関する教育の実施・情報提供が挙げられます。

①コミュニケーションの質の向上

メンタルヘルスで求め